

松くい虫駆除（特別伐倒駆除）作業仕様書

1. 松くい虫特別伐倒駆除に当たっては、契約書及び本作業仕様書によるほか、災害防止、作業実施上、必要な事項について作業着手前に監督職員の指示を受けること。
また、作業中においても必要な事項については、監督職員の指示により実施すること。
2. 危被害等があった場合は、速やかに監督職員へ報告して指示を受けること。
3. 被害木の表示を十分確認すること。
ただし、別途指示する場合はこの指示に従うこと。
4. 被害木の伐倒に当たっては、残存木の被害防止はもとより、作業者に対する安全確保に努め、以下に留意すること。
 - (1) 残存木の保護のため必要に応じ、枝落とし等を行ったあと伐倒方向を定めて伐倒すること。
また、かかり木の除去、傾斜木の処理に当たっては、安易な方法によることなく安全に対する処置については万全を期すとともに、場合によっては、監督職員等の指導のもとに実施すること。
 - (2) 強風等により安全確保が困難な場合の伐倒は、行わないこと。
 - (3) 作業実施上、特に被害木以外の立木を伐採する必要があるときは、事前に監督職員へ届出て指示を受けること。
 - (4) 被害木以外の立木等に損傷を与えたときは、速やかに監督職員へ届出て指示を受けること。
5. 採材、集積及び焼却、破碎については、以下に留意すること。
 - (1) 伐採後は、原則として2mに玉切りし、必要に応じて枝打ちを行い指定された場所に集積をしたのち、監督職員の確認を受けること。
 - (2) 枝条等は、特に注意し、処理漏れのないようにすること。
 - (3) 焼却にあたっては、飛び火が予想される範囲の可燃物の除去及び消火用水の備え付けなど火災の予防に万全を期すとともに作業の安全確保を図ること。
 - (4) 焼却の際に出るばい煙等については、常に風向き、風力に注意し、周辺の民家等の生活環境の保全を図ること。
 - (5) 焼却を林内で行う場合には、ツチクラゲ病の発生の恐れがあるので周囲の松との間隔を十分取った上で火災防止等の処置をとること。
 - (6) 焼却に当たっては、あらかじめ場所、日時を監督職員及び管轄する消防署に連絡し、監督職員の立会を求めること。
 - (7) 破碎を現地実行する場合は、破碎機の性能以上の被害木処理は行わないこと。
6. 特別伐倒駆除を行うに当たって、被害木を移動させる場合は、以下について留意すること。
 - (1) 焼却・破碎に当たって被害木の移動を行う場合は、事前に所定の様式に基づいて森林管理署長へ報告すること。
 - (2) 報告を受けた森林管理署長は、必要により関係都道府県と連絡を取ったうえで

認を受けてから処分すること。

1 1. 油剤の希釈に使用する灯油の取扱いについては、以下に留意すること。

- (1) 灯油を使用する場合は、必ず事前に監督職員に届出し、災害防止及び作業実施上必要な指示を受けること。
作業中においても、必要な事項については監督職員の指示により実施すること。
- (2) 危被害が発生したときは、速やかに監督職員に報告して指示を受けること。
- (3) 降雨時や降雨が予想される場合など、天候の事由から作業の続行が適当でないと認められる場合は使用を中止すること。
- (4) 林内の河川、用水路等に流入しないように注意すること。
- (5) 使用した容器を河川、用水路等で洗わないこと。
- (6) 灯油を作業現場へ運搬する場合、途中で紛失しないよう注意すること。
- (7) 容器の密閉を確認し、運搬中にこぼれないように注意すること。
- (8) 作業現場へ運搬する灯油は、当日の使用可能量とし、残量が生じたときは林内に放置することなく所定の保管場所に保管すること。
- (9) 容器は、灯油がこぼれる恐れのないものを使用すること。
- (10) 使用した容器は、塩素酸ソーダ等を入れる容器として使用しないこと。
- (12) 保管及び取扱いについては、消防法等の関係法令を遵守すること。
- (13) 火気を近づけないこと。
- (14) 作業中は禁煙とし、喫煙等は指定場所で行うこと。
- (15) 灯油を散布容器に移すときは、こぼさないように注意すること。
- (16) 灯油を直接取扱う作業者は、防護マスク、防護手袋を着用すること。
- (17) 作業後は、体の露出部を石鹸で洗うこと。

1 2. 薬剤の散布に当たっては、以下に留意すること。

- (1) 散布日時は、監督職員へ事前に連絡し立会を求めること。
- (2) 散布用器具は、噴霧器(手動または動力)とし、一文字噴口を使用すること。
- (3) 希釈が必要な薬剤については、散布直前に希釈し、早めに使用すること。
なお、調剤後、数時間使用しなかったときは、使用前に再度よく攪拌すること。
- (4) 伐根の全面に薬液がしたたるようにむらなく散布すること。
- (5) 伐根に付着した土をよく落として散布すること。
- (6) 降雨直後など伐根が濡れているとき、散布直後に降雨が予想される場合は、散布をしないこと。

1 3. 作業の実施については、事業記録(日誌、記録写真等)を作成し、当日の実行本数、実行面積、使用薬剤量並びに処理数量(株数)等を記入して、必要により監督職員に提示すること。

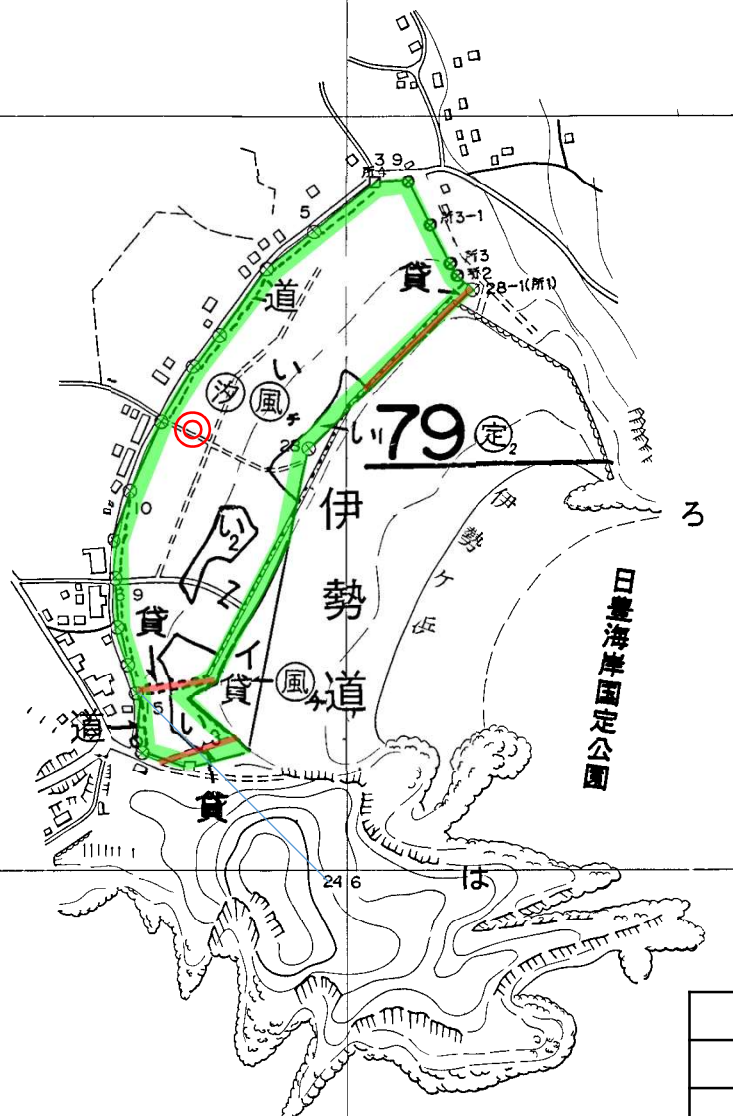
1 4. その他

- (1) 特別伐倒駆除の終了に当たっては、完了届を提出する前に焼却等の処理漏れがないか、再度作業区域内を見回り、必要に応じて監督職員の立会を求めること。
- (2) その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

令和4年度 松くい虫防除事業(特別伐倒駆除)請負箇所位置図

(東郷森林事務所管内)

作業種	国有林	林小班	区域面積	除地面積	契約面積
伐倒駆除	伊勢道	79い	2.93	0.04	2.89
"	"	79い1	0.15		0.15
"	"	79い2	0.17		0.17
"	"	79い3	0.18	0.01	0.17
計			3.43	0.05	3.38

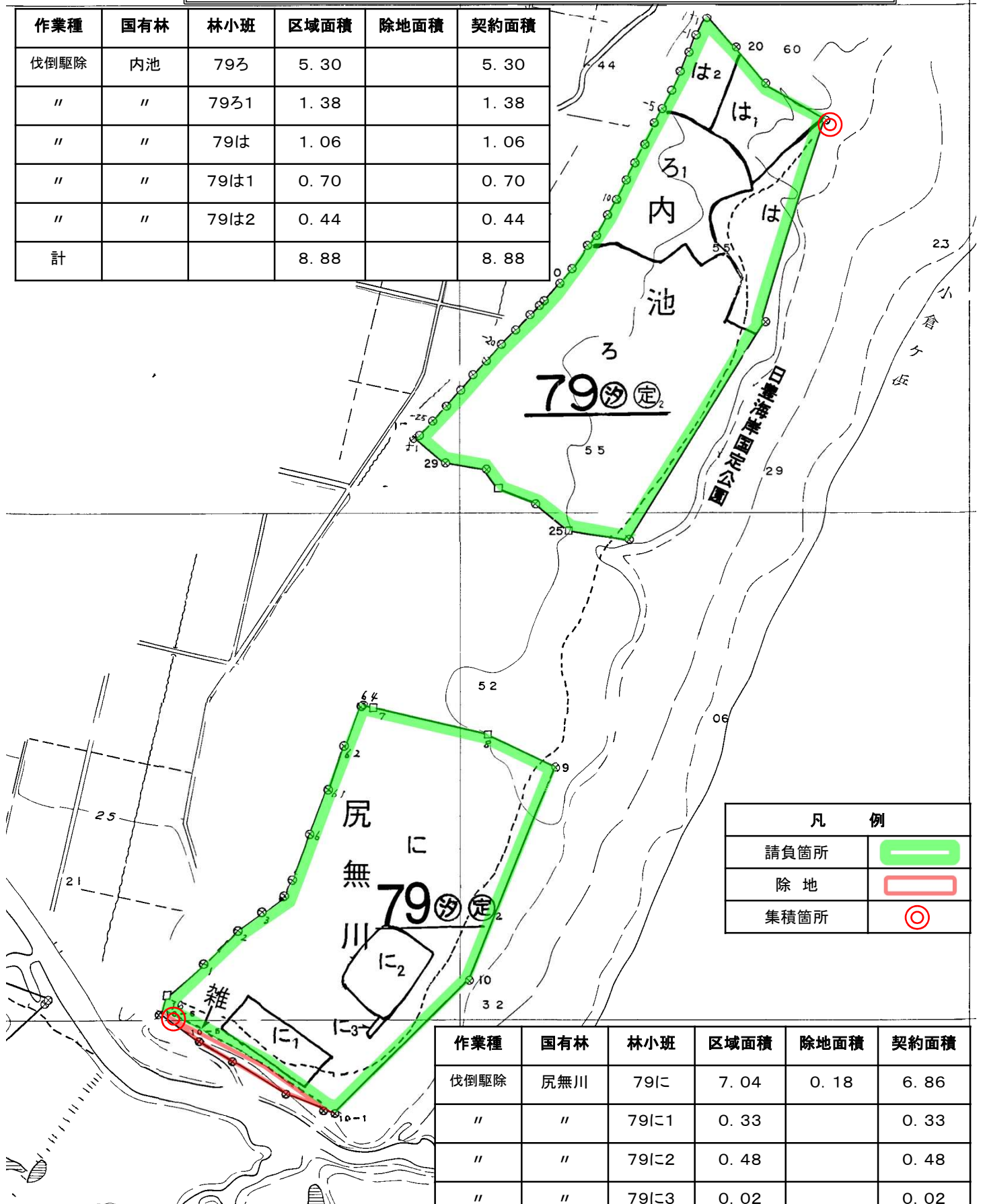


凡 例	
請負箇所	
除 地	
集積箇所	

令和4年度 松くい虫防除事業(特別伐倒駆除)請負箇所位置図

(東郷森林事務所管内)

作業種	国有林	林小班	区域面積	除地面積	契約面積
伐倒駆除	内池	79ろ	5.30		5.30
"	"	79ろ1	1.38		1.38
"	"	79は	1.06		1.06
"	"	79は1	0.70		0.70
"	"	79は2	0.44		0.44
計			8.88		8.88

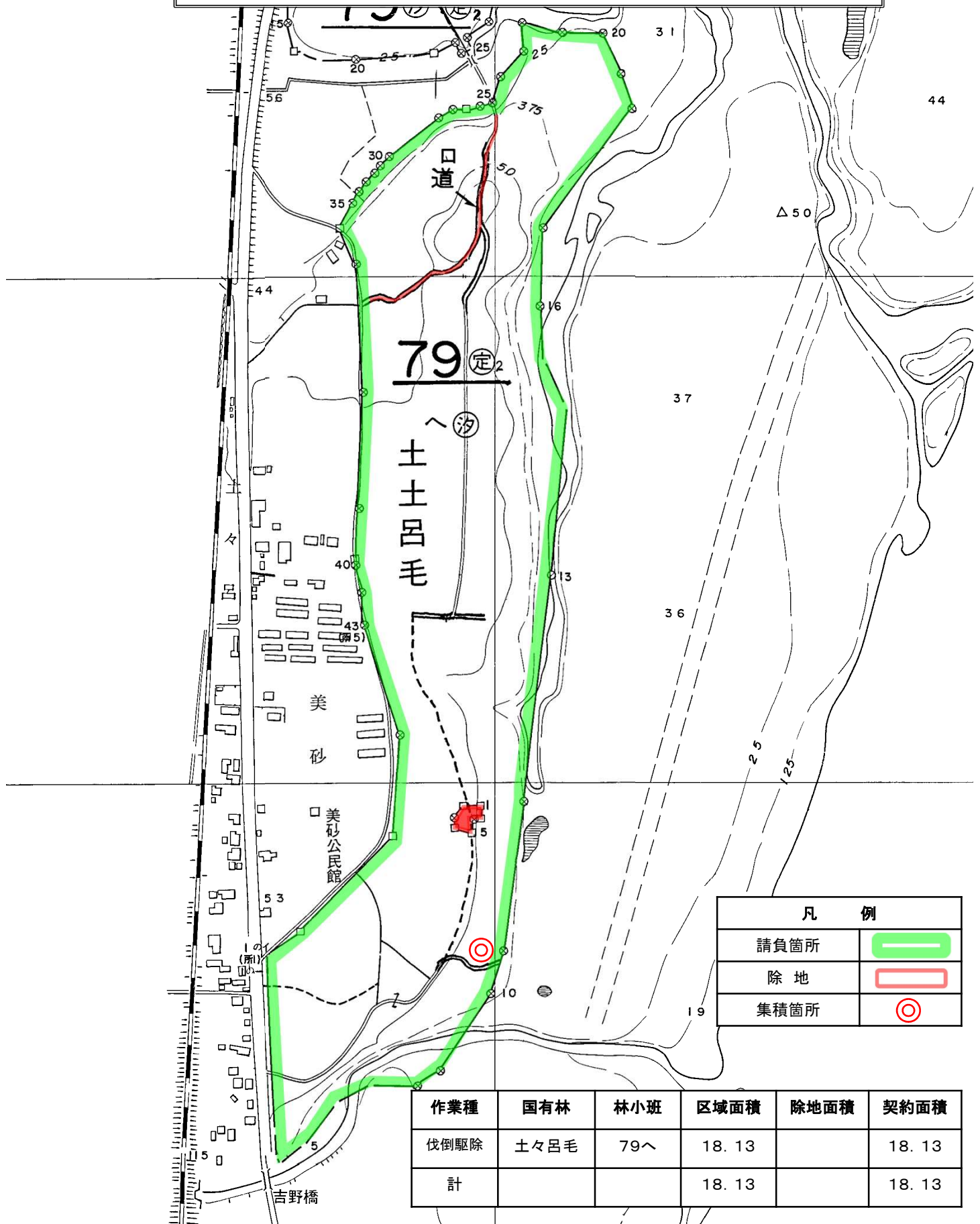


凡 例	
請負箇所	
除 地	
集積箇所	◎

作業種	国有林	林小班	区域面積	除地面積	契約面積
伐倒駆除	尻無川	79に	7.04	0.18	6.86
"	"	79に1	0.33		0.33
"	"	79に2	0.48		0.48
"	"	79に3	0.02		0.02
計			7.87	0.18	7.69

令和4年度 松くい虫防除事業(特別伐倒駆除)請負箇所位置図

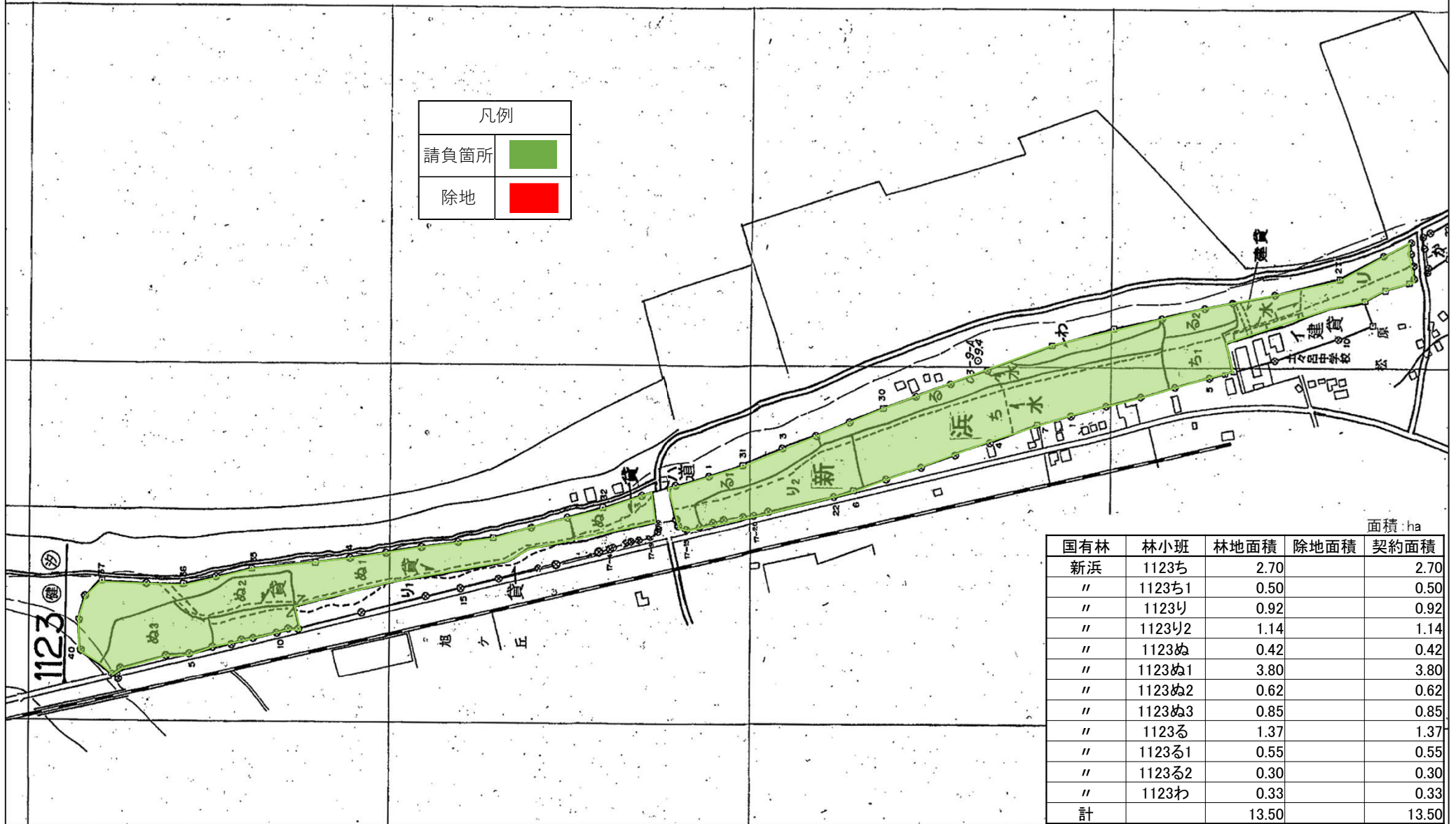
(東郷森林事務所管内)



令和4年度 松くい虫防除事業(特別伐倒駆除)請負予定箇所位置図

(延岡森林事務所管内)

凡例	
請負箇所	
除地	



面積:ha				
国有林	林小班	林地面積	除地面積	契約面積
新浜	1123ち	2.70		2.70
"	1123ち1	0.50		0.50
"	1123り	0.92		0.92
"	1123り2	1.14		1.14
"	1123ぬ	0.42		0.42
"	1123ぬ1	3.80		3.80
"	1123ぬ2	0.62		0.62
"	1123ぬ3	0.85		0.85
"	1123る	1.37		1.37
"	1123る1	0.55		0.55
"	1123る2	0.30		0.30
"	1123わ	0.33		0.33
計		13.50		13.50

令和4年度 松くい虫防除事業(特別伐倒駆除)請負予定箇所位置図

(延岡森林事務所管内)

凡例	
請負箇所	
除地	



令和4年度 松くい虫防除事業(特別伐倒駆除)請負予定箇所位置図

(延岡森林事務所管内)

凡例	
請負箇所	
除地	

